

仕様書

「介護浴槽」

2025 年度

済生会松山病院

1. 購入の目的

介助が必要な利用者に対して、安全に入浴車椅子の状態に入浴が可能な車椅子式入浴装置を導入することで、サービスの向上及び介護負担の省力化を目的として下記の仕様の製品を購入する。

2. 設置場所

3階病棟

3. 納入期限

2025年9月30日

4. 機器構成

①介護浴槽一式

- ・ 浴槽本体 1 台
- ・ 入浴用車椅子 1 台

②シャワートロリー（又はシャワーストレッチャー）

- ・ シャワートロリー（又はシャワーストレッチャー） 1台
- ・ 三角枕（又は浴槽セット） 1個

5. 機器の仕様

（浴槽本体仕様）

設置場所に関わる為浴槽本体は以下の仕様の範囲とする。

外形寸法：2700（L）×1400（W）×1300（H）mm 以内

電 源：3 相200V

重 量：約400kg 以下

水深：可変式オーバーフローでの調整が可能

給 湯：20A 1 本

給 水：20A 1 本

（浴槽本体）

【安全性】

- ① 安全性やスムーズな入浴を考慮して、入浴用車椅子は浴槽内に進入できる方式であること。
- ② 小柄な利用者も安心して入浴できるよう低い水位で湯はりが一旦停止する機能と、体格に合わせて必要な分だけ足し湯を行える「たし湯機能」を有していること。

と。

- ③ 入浴状態をいつでも確認する為に、タンク内温度や浴槽内温度を表示し、遠くからでも見る事が出来る大きさのパネルを有していること。また、安全のための入浴時間計を有していること。

【 衛生面 】

- ④ 普段のお手入れにプラスして配管内を洗浄できる配管洗浄機能を有していること。

(入浴用車椅子仕様)

重 量：60kg以下

リクライニング：通 常 時 4 段階

チルト時 2 段階以上

(入浴用車椅子)

【 安全性 】

- ① フレームは浴室での使用を考慮して、ステンレス製であること。
- ② 安全面が十分に考慮された作りとなっていること。

【 快適性 】

- ③ チルト時にもリラックスした姿勢がとれること。。

【 介助性 】

- ④ 多様なADL レベルの入浴者に対応する為に、リクライニングが4 段階できる機構を有していること。
- ⑤ 入浴時の前ズレを防ぐため、チルト機能が装備されていること。
- ⑥ ヘッドレストは、入浴者の体型に合わせて高さの調節が可能なこと。

【 衛生面 】

- ⑦ バックレスト（背当て）は快適性、衛生性を考慮して交換可能なマットが装備されていること。

(シャワートロリー（又はシャワーストレッチャー）仕様)

- ① 外形寸法は全長2, 0 0 0 mm以上、幅7 0 0 mm以上とする。
- ② ベッド（又はボトム）寸法は長さ1, 7 0 0 mm以上、幅5 0 0 mm以上とする。
- ③ トロリー（又はストレッチャー）の最大積載量は2 2 0 k g 以上である事。
- ④ トロリー（又はストレッチャー）は電動昇降式であり、動力源はバッテリーである事。
- ⑤ バッテリーの充電は、専用充電器で容易に扱える事。
- ⑥ バッテリー（新品状態）は1回の充電で4 0 回以上の昇降が可能である事。

- ⑦ 昇降装置は電動アクチュエーターを使用している事。
- ⑧ トロリー（又はストレッチャー）の昇降はリモコン（又は手元スイッチ）で操作が可能である事。
- ⑨ トロリー（又はストレッチャー）の高さはベッド（又はボトム）面を基準に、450mm（又は505mm）から950mm（又は815mm）の高さで調整ができる事。
- ⑩ ベッドサイド（又はボトム）は4面が囲われており、簡易的に（浴槽セット含む）お湯も貯められる仕様である事。
- ⑪ ベッドサイド（又はサイドレール）は左右2面（又は4面）が開閉可能であり、3つのポジションで調節（又は頭部と足側のガードは2段階の角度調整）が可能である事。
- ⑫ ベッド（又はボトム）の四方にはグリップ（又はサイドレールとガードに持ち手）が設けられており、トロリー（又はストレッチャー）が動かしやすい事。
- ⑬ ベッド（又はボトム）は背上げが可能であり、無段階で0～35°以上の調整が可能な事。
- ⑭
- ⑮
- ⑯ トロリー（又はストレッチャー）にはチルト機構が備えられており、レバー操作で調整が可能な事。
- ⑰ トロリー（又はストレッチャー）のキャスターは、2輪同時ロック・自在・直進の操作ができる事（又はブレーキは4輪同時ブレーキである事）。
- ⑱ フレームの主材は、アルミニウムであり抗菌加工がなされている事（又はステンレスである事）。

6. 取付設置工事

給湯水、排水、電気工事は一次工事として立ち上げ配管等のつなぎこみ二次側に関する作業は浴槽設置メーカーの作業とする。

7. メンテナンス

機器を設置するメーカーは日々の安全な運用を維持していくため、四国に営業所があり、専任サービスマンが勤務していること。

8. その他

- ① 発注者より疑義等があった場合は、誠実に対応すること。
- ② 当院の指定する期日までに納品すること。

- ③ 当機器が稼働するための運搬、接続、設置工事及び調整等を含むこと。
- ④ 機器の運用を円滑に実現するための技術的サポート体制が整備されていること。
- ⑤ 年間を通じて非常時に連絡が取れる体制であり、障害発生等の連絡を受けてから即座に復旧対応できる体制が取れること、また適切なフォローアップが可能であること。
- ⑥ 本院職員に対する導入時教育訓練は、本院が指示する日時、場所で行うこと。
- ⑦ 納入検査確認後 1 年間は、通常の使用により故障した場合の無償修理に応じること。
- ⑧ 本仕様書に記載ない事項については、双方協議のうえ決定するものとする。

以上